

さいたま市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事を受注・施工している中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「受注業者」という。））が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、さいたま市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

(1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(2) 次の各号を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事又は継続費を設定した工事の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度からの繰越し工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事、継続費を設定した工事又は前年度からの繰越し工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工事期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(3) 市が役務的保証を必要とする工事

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(5) 受注業者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって市長が不相当と認める特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第2条に規定する公益法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。）である建設業者団体。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として相当と認める民間事業者であって、受注業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第

3 1 条第 2 項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第 4 9 条第 1 項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書（参考様式第 1 号）に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

4 第 2 項の場合において、受注業者は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

（支払計画等の提出）

第 5 条 受注業者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書（参考様式第 3 号）を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

2 保証事業会社は債権譲渡先から、前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認するものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第 6 条 本制度における保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社。以下同じ。）による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第 7 条 市は、第 2 条に規定する工事の出来高が 2 分の 1 以上に到達したと認められる日以降でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。なお、第 2 条第 2 号に規定する債務負担行為に係る工事については、最終年度の工事に係る出来高を対象とする。

2 前項の規定による承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第 2 号）の受領をもって足りるものとする。

（承諾権限）

第 8 条 受注業者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第 5 条第 1 項ただし書に規定する市の承諾を得なければならない。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第 9 条 市は、債権譲渡の承諾の申請を受け付ける場合には、次に掲げる書類を受注業者から提出させなければならない。

（1） 債権譲渡承諾依頼書（様式第 1 号） 3 通

（2） 工事履行報告書（様式第 2 号） 1 通

（3） 発行日から 3 箇月以内の受注業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各 1 通

(4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾の手続)

第10条 契約担当課は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受領後速やかに工事担当課又は予算所管課と調整の上、債権譲渡にかかる承諾の手続を行うものとする。

2 契約担当課は、債権譲渡整理簿(様式第4号)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

3 市は、債権譲渡を承諾した場合、債権譲渡承諾書(様式第1号)2通を受注業者に交付するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第11条 市は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第10条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾しないものとする。

2 前項の場合において、市は、速やかに承諾しない旨及びその理由を受注業者に連絡するものとする。

(申請書類の確認に際して留意すべき事項)

第12条 工事担当課又は予算所管課は、債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注業者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

2 契約担当課は、債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合するものとする。

3 受注業者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとするが、申請書類の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(債権譲渡の通知)

第13条 受注業者は、市による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに市に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 債権譲渡通知書(様式第3号) 1通

(2) 債権譲渡契約証書(参考様式第1号)の写し 1通

(融資実行の報告)

第14条 受注業者及び債権譲渡先は、市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに市に、融資実行報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 受注業者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第6条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に、公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第15条 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。なお、債権譲渡先は市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものである。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第6号） 1通
- (2) 市の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第1号） 1通
- (3) 発行日から3箇月以内の受注業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

（債権譲渡後の中間前払金等の取扱い）

第16条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について受注業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は約款第34条第3項に規定する中間前払金及び第37条に規定する部分払の請求はできないものとする。ただし、第2条第2号ウで定める工事に係る各会計年度末における工事を除く。また、第2条第2号ウで定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、約款第40条第1項による読替え後の約款第34条第1項に規定する前払金についても請求できないものとする。

（工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項）

第17条 工事担当課又は予算所管課は、第15条第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第18条 債権譲渡が、受注業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、市の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（出来高確認）

第19条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲渡先は、工事担当課又は予算所管課に工事出来高査定協力依頼書（様式第7号）を提出するものとする。
- 3 前項の出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、工事担当課又は予算所管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（その他）

第20条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注業者の経営状態が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

- 2 本制度に係る債権譲渡によって、受注業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。
- 3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年1月19日から施行する。

（この要領の失効）

- 2 この要領は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。